

東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第47号

【編集・発行】
東京都公文書館
〒185-0024
国分寺市泉町二丁目2番21号
【TEL】042-313-8450
【ホームページ】
<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu-archives>

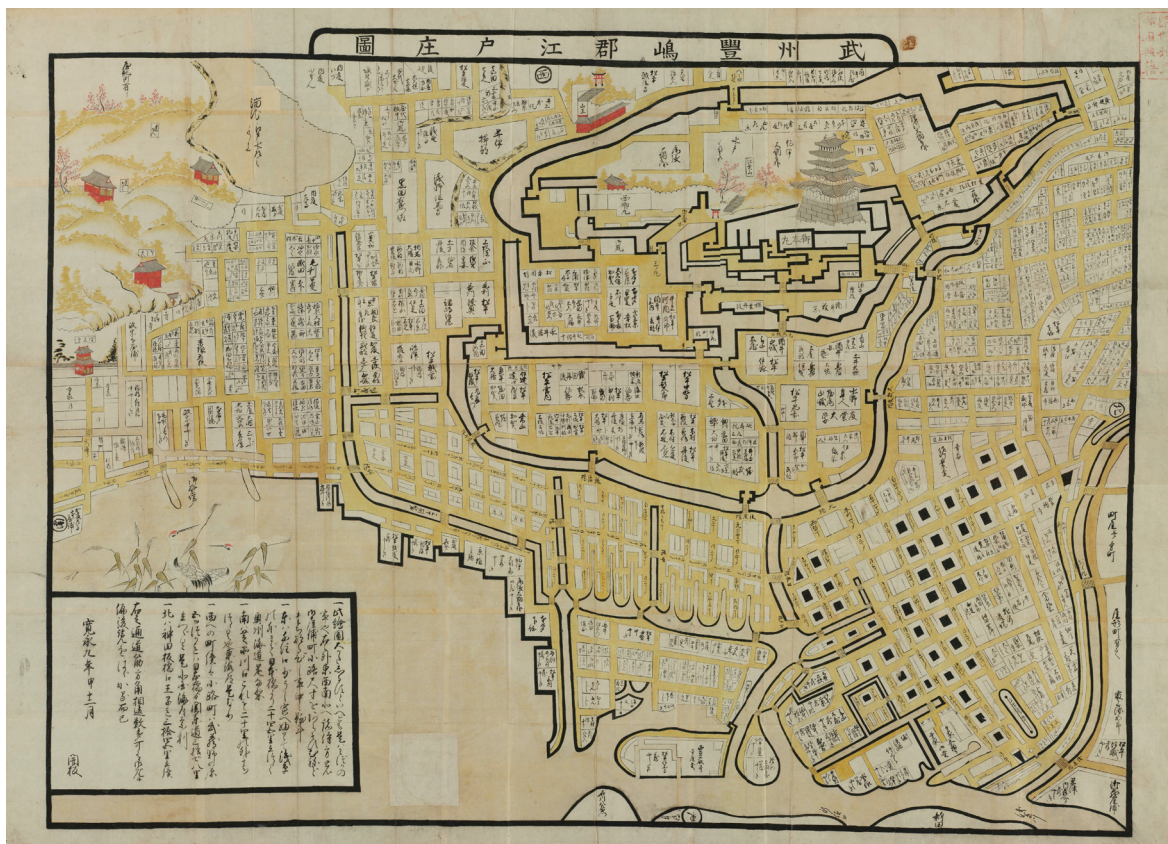
令和7年度登録第2号
令和7年9月発行
【印刷】(株)まこと印刷



《目次》

令和7年度東京都公文書館夏企画展「江戸の地誌・絵図～その系譜をたどる」報告……………	1
デジタルアーカイブ新規公開資料について……………	4
所蔵資料紹介 江戸城の年頭御札と土器……………	5
所蔵資料紹介 日比谷焼打事件と都市のコミュニティ……………	6
新刊紹介 『都史資料集成Ⅱ』第6巻 「都市公書」の時代……………	7
利用案内……………	8

令和7年度東京都公文書館夏企画展 「江戸の地誌・絵図～その系譜をたどる」報告



寛永九年江戸図（武州豊島郡江戸庄図）

■開催趣旨

令和7年（2025）7月18日から9月16日までを会期として、当館夏企画展「江戸の地誌・絵図

～その系譜をたどる」を開催しました。その開催趣旨をはじめに掲げておきましょう。

江戸時代は地誌と絵図の作成・普及がおおいに進展した時代でした。

戦国時代が終わり、新たな支配体制を固めた幕府や大名は、領分の地理・地勢・歴史を把握するために地誌の編集や絵図の収集・作成に努めました。一方で戦乱の世が治まると、参勤交代による移動はもとより、居住地域を超えての移動は庶民に至るまで広がりを見せ、地理ガイドや名所記、携帯用の絵図などが流通していきましました。

19世紀に入ると幕府により本格的な地誌編さん事業が開始され、その参考として多くの地誌や絵図が収集されました。これらの資料群には「編脩地志備用典籍」という蔵書印が捺されていますが、この内武蔵国、とくに江戸を中心とした地誌・絵図の一部が東京都公文書館に引き継がれています。

今回の企画展では、これら当館所蔵の地誌・絵図を中心として、江戸とその周辺を対象とした地誌・絵図の展開過程を、時代を追ってご紹介していきます。都市江戸の発展、都市文化の成熟と関わって変化していく地誌・絵図のすがたを、その系譜をたどりながらご観覧ください。

それでは本企画展の特色、見どころを紹介していきます。

■サブタイトルに偽りなし、江戸図の系譜をたどれます

最初に17世紀の江戸絵図の系譜をたどります。江戸を対象とした最初の刊行地図「武州豊島郡江戸庄図」(寛永9年〈1632〉)、次いで明暦大火後に拡張・発展していく江戸のすがたを捉えた、おちこちどういん遠近道印による寛文五枚図(寛文10-13年〈1670-1673〉)が、驚異的な実測精度で江戸図の基準を革新します。さらに道印自身が五枚図を一枚にまとめた「新版江戸大絵図」(延宝4年〈1676〉)に至って、方位縮尺の正確さを極めた大型江戸絵図は完成の域に達します。一般的に江戸図の発展という、近現代の地図の正確さに向けて近づいていくという方向性を想起しがちですが、江戸図は元禄期に入ると、むしろ正確さよりも見やすさを重視し、さらに絵図の周囲に付加情報を盛り込んだ

り、江戸案内とセット販売したりというサービス重視のものが刊行されるようになりました。「江戸図鑑綱目 乾・坤」(元禄2年〈1689〉)、「江戸図正方鑑」(元禄6年〈1693〉)がこれにあたります。前者が地誌とのセットもの、後者には大名屋敷の区画に、各大名が行列の時に先頭で掲げる槍印の図が描き込まれるなどの新趣向が凝らされています。

こうして一枚物の大型絵図がほぼ17世紀中に成熟を遂げると、新たに巨大すぎる江戸を分割して地図化するという試みが始まります。それは幕末期に至り近江屋吾平、尾張屋清七を板元とする近吾堂板、尾張屋板切絵図の盛行として結実しますが、本展示ではそれよりおよそ1世紀前に刊行された先駆的な切絵図群、吉文字屋板もあわせて紹介しました。

宝暦5年(1755)に、「東都番町図全」を刊行、4年後に「永田町絵図」、さらにその5年後に「駿河台小川町絵図」といった具合で、シリーズというには間があきすぎ、結局安永4年(1775)の「築地八丁堀日本橋南之図」まで、全8枚で力尽きてしまい、江戸全域をカバーできなかったちょっと残念な絵図。しかし、その先駆的な役割は改めて見直されてよいでしょう。

■仮名草子から名所案内記へー江戸名所記の自立過程をたどる



江戸雀巻三 さかい町

一方、名所案内記については、仮名草子にその淵源があるとされています。「あずまめぐり」(寛永20年〈1643〉)は、登場人物が複数で名所・旧跡を訪ね歩くという道行文に、寛永年間末の流行などを盛り込んでいます。「江戸名所記」(寛文2

年（1662）などは、目録（目次）を掲げ、より写実的な図版を掲げることで江戸最古の絵入り名所案内記と評価されています。このように、物語性を残しながらガイドブックとしての機能性を強めていく動向が見て取れます。京都ではなく江戸の板元から出版された初の江戸案内記「江戸雀」（延宝5年〈1677〉）では、浮世絵師・菱川師宣の挿絵が17世紀後半の景観・風俗をよく描いています。

仮名草子的な物語形式をとった最後の名所案内とされる「古郷帰の江戸咄」には、当時流行のまんじゅうなど同時代のさまざまな情報が盛り込まれています。元禄期の名所記、たとえば「江戸惣鹿子」（元禄2年〈1689〉）では武家屋敷の紹介が付加され、坂・橋・渡しといった事項ごとに代表的な場所を挙げて解説するなど、物語性は排除され、名所案内の機能が純化しています。さらに「江戸砂子温故名跡誌」（享保17年〈1732〉）は江戸とその周辺地域を23の方面に区分し、それぞれの冒頭に方角概観図を掲げてから地誌解説を加えていきます。

初期の物語的な案内記からおよそ1世紀の変遷の中で、江戸名所記がその機能を純化させ、都市江戸のガイドブックとして独自の分野を確立していく系譜をたどることができます。

■読める絵図コーナーの設置

江戸図の形状は大型化していきませんが、文字情報自体はかなり細かい字で書かれています。展示ケースに入れて展開することはできず、立面ケースの壁面に吊るすと原史料にストレスを与えるおそれがある上、来館者には字がよく見えません。そんな展示上の困難がつきまとう存在です。



展示会場風景

今回は、切絵図など小サイズのものには実物を展示しますが、大型絵図は極力大きめのパネルを作成し、あわせて手に取って見られる複製本や、超拡大床面シートを用意し、じっくり見て、読み込んでいただける工夫を施しました。

複製本を作成したのは、「江戸方角安見図」（延宝8年〈1680〉）です。先ほど紹介した実測江戸図の完成者遠近道印が、自ら大型絵図の弱点を自覚した上で作成した初めての地図帳、アトラスです。当館は所蔵していないため国立国会図書館デジタルコレクションの画像を利用し、和紙にコピーして帳に仕立てて、手に取っていただけるよう設置しました。

一方、約5メートル四方の大型床面シートとしたのが「江戸傍近図」です。寛政6年（1794）11月、地理学者・古川古松軒が幕府に提出した、武蔵国の江戸御府内以外を対象とした地図です。ほぼ江戸十里四方の内にある村々の位置と、街道、地形、名所旧跡の位置を示し、河川や用水についても詳しく記しています。

また、各村の風土を「上々」や「下々」のようにランク付けしていることも興味深いところです。デジタルアーカイブ用に撮影した高精細画像を利用しましたので、特大絵図に拡大しても文字を鮮明に読んでいただくことが可能となりました。

■企画展をきっかけに

紹介してきた資料以外にも、見どころはまだまだあります。これまであまり活用されていない「御府内備考附図」（文政12年〈1829〉）、江戸案内記の到達点といえる「江戸名所図会」（天保5、7年〈1834、1836〉）に描かれた浅草寺の鳥瞰図を接合して、風雷神門から本堂、奥山までを一望できるように構成したパネルなどもご覧いただきました。

「代表的な資料でたどった江戸の地誌・絵図の系譜」というのが本企画展の内容でした。展示で使用した絵図、地誌も実は当館の所蔵資料からするとほんの一部にとどまっています。また、実際にお見せできたのもそれぞれの資料のほんの一部。本企画展をきっかけにデジタルアーカイブでの閲覧、来館されての閲覧利用をしていただければ何よりの喜びです。

なお、企画展用に作成した図録は、終了後継続配布の予定です。どうぞご利用ください。

デジタルアーカイブ新規公開資料について

■当館のデジタルアーカイブの概要

当館のデジタルアーカイブは、令和2年(2020)4月に提供を開始し、当初は約1,000点の資料の掲載にとどまっていたましたが、現在、2,134点に至るまでとなりました。

当館のデジタルアーカイブの特徴につきましては、令和2年9月発行の東京都公文書館だより第37号にて紹介していますが、東京府・東京市行政文書をはじめとして江戸期の古文書、大型の地図・絵図などを、自宅のパソコンなどで高精細な画像によりご覧いただくことができますものとなっています。

■これまでの公開資料について

資料の公開にあたりましては、ファイルの確認や目録整備等の準備作業が必要となりますので、最近では概ね毎年秋から冬にかけて新規資料公開を行っています。令和2年の提供開始以降、令和3年度の撰要永久録をはじめとして数々の資料の公開を行っていました。令和3年度から令和6年度にかけての主な公開資料は次のとおりです。

資料名	公開年度
撰要永久録(御用留、公用留) 御府内備考続編	令和3年度
楽翁公写本徒然草 旗本上ヶ屋敷図	令和4年度
新見文書 上野東照宮(寛永寺)旧蔵文書	令和5年度
藤岡屋日記	令和6年度

■直近の公開資料(藤岡屋日記)について

直近では令和6年度末(令和7年3月)に『藤岡屋日記』(目録数152点、画像数27,850点)を公開しました。

『藤岡屋日記』とは、幕末江戸外神田、藤岡屋須藤由蔵の手記(日記)です。文化元年(1804)から慶応4年(1868)までの65年間にわたり、公私事件、聞書き、瓦版などの写しが載せられています。

原書は狩野亨吉博士(1865~1942、哲学者、思想家、教育家、京都帝国大学文科大学学長)が所有していました。東京市は市史編さんのために、大正8年(1919)~11年頃に複本(筆写本)を作成しました。そのため、当館所蔵の『藤岡屋日記』

は、表紙には東京市の紋章が刻印され(図1)、「東京市」と印刷された罫紙(図2)に日記が筆写されています。

その後、原書は東京帝国大学図書館に移され、大正12年9月の関東大震災により焼失しました。当館所蔵の東京市筆写本が唯一現存するものとなっています。



図1 表紙を拡大。東京市の紋章が刻印されている。

右上：東京市の紋章(徽章)
「市会議按第59、60、61号提出の件」
『第1種 議事*市会・議案及報告・第16号・全1冊
〔第1種・明治22年度市会議録・議案及報告・第一課〕』
請求番号：601. B4. 07

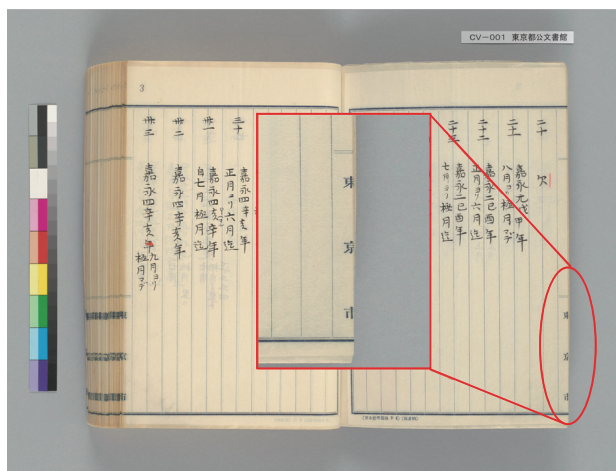


図2 罫紙及び「東京市」部分の拡大

■今年度の公開予定資料について

デジタルアーカイブでの公開資料は、来館者が閲覧される資料のなかから、比較的閲覧の要望の多いものを中心に選定しています。現在新規公開に向けて準備を進めているのは、明治から大正期に作成された東京図です。これらの中には、破損等が大きいため現在閲覧の提供を行っていないものも含まれています。公開作業が順調に進めば、今秋には公開の予定ですので、ご期待ください。

所蔵資料紹介 江戸城の年頭御礼と土器^{かわらけ}

江戸城で行われた様々な年中行事のうち、正月の年頭御礼（参賀儀礼）は武士社会の身分秩序を確認する場として重要な儀礼でした。この儀礼では、将軍と謁見する部屋や拝謁・拝領場所、また着用する装束など複雑に格式が規定されていました。当館で所蔵している「式膳覚」

（請求番号：CN - 110）は、年頭御礼の宴で用いられた盃^{かわらけ}=土器に関する史料です。

本史料では、文化7年（1810）から文政3年（1820）にかけての江戸城白書院及び大広間で行われた将軍から諸大名への盃の下賜について記されています。当時こうした儀礼の場では、素焼きの土器が酒器として使われていました。史料からは、年頭御礼での将軍からの盃の下賜について、「返盃」、「初メ之御土器」、「数之御土器」という3つの格式が設けられていたことがわかります。

元旦に白書院で最初に行われる儀礼は、御三家に加え将軍家と縁故ある大名家が参加するものでした。文化7年の出席者は、紀伊中納言（徳川治宝）^{はるとみ}・尾張中納言（徳川斉朝）^{なりとも}・松平越前守（松平治好）^{はるよし}、煩につき欠席・松平因幡守（池田斉稷）^{なりとし}です。ここでの盃の下賜について、以下のとおり記されています。まず、紀伊中納言に盃が遣わされ、その後将軍徳川家斉に「返盃」されます。次に、その盃は尾張中納言へと遣わされ再度「返盃」されたのち、松平因幡守へ下され、これは「頂戴置」きになりました。この松平因幡守が「頂戴」した盃こそ、「初メ之御土器」でした。

また、この盃のやり取り一つ一つにも、格式が反映されています。小野清『徳川制度史料』（1927年）によれば、盃の下賜について、官位が三位以上のものは将軍へ「返盃」できるとされ、御三家はこれに該当します。そのため、紀伊中納言と尾張中納言は「返盃」しているのに対し、松平因幡守は盃を「頂戴」するのみでした。ただし、御三家のうち水戸徳川家については、初任である四位少将のうちは「返盃」ではなく御流れ頂戴による下賜と定められています。

「返盃」というのは、将軍から盃が下り飲み干したのち、その盃に酒が加えられ、酌役を経由し

て将軍が飲むという一連の流れです。日本では、同じ盃を共飲することで心を通わせることができるという考えから、こうした盃のやりとりが生まれました。

一方で、御流れ頂戴というのは、積み上げられた複数の盃に、将軍が飲み残した酒を注ぎ下賜することです。頂戴した大名らはそれを飲み干し、盃を懐紙に包んで持ち帰りました。この盃を「数之御土器」とよんでいます。

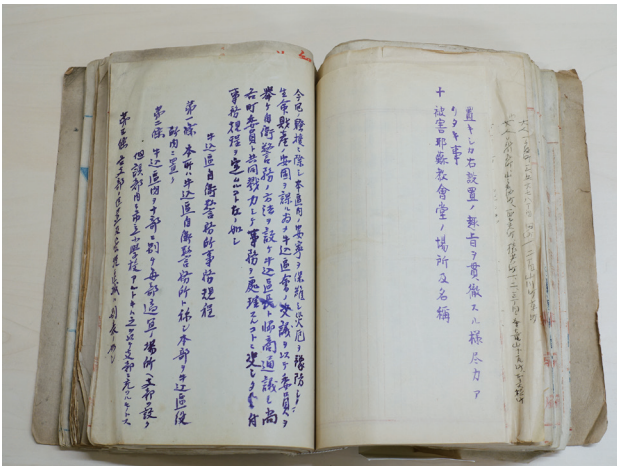
同じく元旦には、白書院にて四品以上の家門・譜代大名、翌日には大広間にて四品以上の主に国持大名を対象に「数之御土器」の儀礼が行われましたが、当日の出席人数や三方に載せられた土器の図も記されています。三方の中の丸数字は積み重ねられた土器の数を示しています。図の上部には、土器を何組用意して何人に下賜され、何組残ったのか具体的に記されています。ただし、この史料ではすべての盃の下賜の記述はなく、あくまで四品以上の諸大名に関する記載にとどまっています。彼らの共通点に着目すると、いずれも高家が酌役を務める格式だったことから、史料の作成には高家が関わっているかもしれません。

このように、土器一つをとっても細かな格式がありました。こうした儀礼の場を通じて格式は可視化され、大名が自らの序列を認識する重要な機会となっていたのです。本史料では、盃の流れや出席者に対して用意した土器の数、その積み方に至るまで先例として克明に記されています。当時、この土器にかかわる儀礼がいかに重視されていたかを示す貴重な史料だといえます。



「式膳覚」（請求番号：CN - 110）

所蔵資料紹介 日比谷焼打事件と都市のコミュニティ



牛込区自衛警務所事務規程
 (「騒擾調査復命 各区」所収、請求番号：627. A3. 01)

■日比谷焼打事件と東京

明治38年(1905)9月5日、日露戦争の講和条約に反対する国民大会が日比谷公園で開催されました。戦争中に重税がかけられた上、賠償金さえ獲得できないことに数万の市民が激怒し、暴動に発展しました。

この日比谷焼打事件と呼ばれる暴動には職人、工場労働者、日雇い労働者を中心に、「車屋の挽児」、「商店の番頭」、「工場の職人」、「蕎麦屋の小僧」、「会社の給使」といった様々な人々が参加しました(『嗚呼九月五日』、笠原作三発行、1909年)。多種多様な人々が移り住む東京では農村のような住民同士の助け合いは希薄で、さらに納税額で選挙権を制限された当時、一般労働者が意思を表明できる場も限られました。政府への不満が暴動という形で現れることは、現代の日本では考えにくいかもしれませんが、不安定な社会状況が広がる当時の東京では、決して不可思議な現象ではなかったわけです。

■東京の市民と警察

事件直後、東京は無秩序状態に陥りました。「騒擾調査復命 各区」(請求番号：627. A3. 01)には、市中の状況や警察、巡邏夫の勤務状況に関する報告が記されています。浅草区では無銭飲食や窃盗が発生しており、本所区や神田区では劇場や飲食店、商店が休業し、通行人が往来からいなくなる状況だったようです。ところで前述の巡邏夫とは市民で構成された自警組織で、当時、東京市長であった尾崎行雄によって作られました。牛込区で

は「牛込区自衛警務所」という事務規程まで備えた本格的な自警組織が設置され、日没から日の出までこの巡邏夫が区内を巡回しました。

興味深いのは、「警察ヲ厭忌」した芝区の西久保の市民が区長の許可の下、警察に届け出ずに独自に治安維持に当たったことです。報告では区長の判断に市民は満足したと記されています。市民は生活を強権的に監視する当時の警察に反感を抱いており、日比谷焼打事件においても派出所への襲撃が発生しています。こうした警察への敵視を背景に市民が警察に頼らず、自ら地域の安全を守ろうとする意志を見せたわけです。

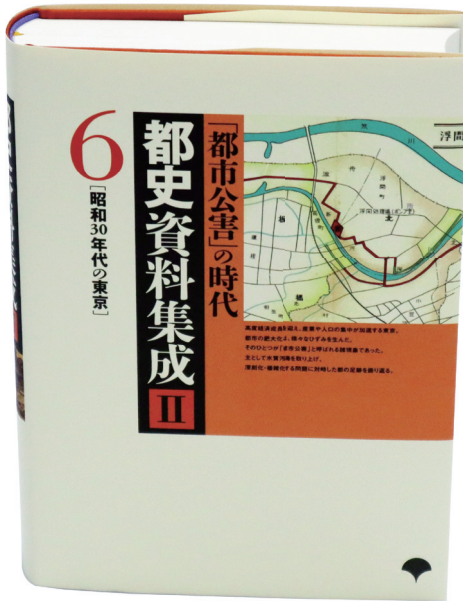
■真夜中の市民の交流

自警組織は市民の交流の場にもなったようです。『卯杖』という雑誌^{うづえ}には、各地から集められた市民が和気あいあいと巡回にあたる様子が描かれています。参加者は「畳屋の隠居」、「柔術道場の代師範」、「若い車夫」、「二柳学舎といふ某先生の塾生」、「湯屋の番公」、「下駄屋の息子」、これらを取りまとめる「地主」と多様で、暴動に参加した社会層も含んでいるように見えます。この光景は市民にとっても新鮮だったようで、見物にきた人が「やア今夜の揃は面白い取合いだぜ」との感想を残しています。巡回中の詰所となった荒物屋には、「食ひ残りの煎餅と茶道具」が散乱し、深夜1時には親子丼と酒が出されました。酒食は参加者にとって活動中の楽しみだったようです(『卯杖』第3巻第10号、1905年10月)。多様な出自を持つ人々が交流しながら、治安の動揺に結束して対応する姿を見出すことができます。

日露戦後から大正期にかけて、警察も強権的な姿勢から市民の協力を得ながら活動する方向に転換します。その際に警察が重視したのが、巡邏夫のような自警組織でした(藤野裕子『民衆暴動』、中公新書、2020年、大日方純夫『警察の社会史』、岩波新書、1993年)。形成されつつあった新たなコミュニティを背景に、都市の治安が再構築されたわけです。大都市の中にいかにしてコミュニティを作り上げていくのか。こうした当時の東京が抱えていた問題を明瞭に読み取ることができます。

新刊紹介 『都史資料集成Ⅱ』第6巻 「都市公害」の時代

東京都公文書館では近現代の東京に関するテーマ別の資料集『都史資料集成』を編さんしており、第Ⅱ期の最新刊となる第6巻『「都市公害」の時代』を令和7年(2025)1月に刊行しました。本書は高度経済成長期を迎えた昭和30年代を主な対象とし、この時期に噴出した都市問題のうち東京都が「都市公害」と総称したものに関する資料を収録しました。



都史資料集成Ⅱ第6巻「都市公害」の時代

高度経済成長期の東京は都民人口の増大や都民所得の伸長の反面、大気汚染や騒音振動、地盤沈下、悪臭、水質汚濁等の諸現象の拡大と複雑化に直面しました。そこで都は、昭和35年(1960)7月に新設された首都整備局に都市公害部を置き、公害対策の一元化と推進を図りました。いずれの問題も深刻でしたが、なかでも水質汚濁は東京都においていち早く社会問題化したものであり、本書はこの問題を主軸に構成しました。

水は飲料・生活用水として住民の健康や生活に直結し、農業・漁業・工業いずれの生産活動にも不可欠で、さらにレクリエーション・スポーツ等での活用や都市美化の観点から良好な環境が望まれるものです。しかし、東京都では急激な人口の増加と産業の展開に対し下水道施設の整備が遅れをとり、河川・湖沼・港湾その他公共に用いられる水路等の汚染が進行しました。

こうした状況に対策を講じていったのは東京都だけでなく、国も昭和33年(1958)に「水質保全部法」(「公共用水域の水質の保全に関する法律」と「工場排水規制法」(「工場排水等の規制に関する法律」)からなる、いわゆる「水質二法」の制定を行っています。昭和30年代は国と都の計画・政策と都市問題への対処が複雑に絡まりながら展開する時期であり、水質汚濁問題をはじめとする「都市公害」は、この時期の都政を理解するための有効な視角の一つといえます。



お茶の水橋での水質汚濁検査
『河は汚されている』東京都首都整備局、昭和35年9月
(請求番号：都市C71)

本書は以下のとおり水質汚濁を中心に5章構成としましたが、当館はそれ以外の問題に関する資料も所蔵しています。水質汚濁の他の領域も含めた公害問題に関する資料探索に、本書を役立てていただければ幸いです。

「都市公害」の時代 目次

- 第一 都条例による公害規制
- 第二 深刻化する水質汚濁と水質二法の制定
- 第三 公害行政の一元化
- 第四 「都市公害」対策の展開
- 第五 東都政下の到達点

本体価格(税別)：4,323円 税込価格：4,755.3円

■当館では販売していません。

下記問い合わせ先までご連絡ください。

《問い合わせ先》

東京都庁第一本庁舎3階 都民情報ルーム
TEL 03-5388-2276

利 用 案 内

◇閲覧室の利用について

予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・資料を撮影したい場合(要撮影室予約)

◇閲覧室利用の注意点

バッグ等のお荷物を、ロッカーに入れた後、閲覧室内の受付にお越しください。

※鍵の紛失にご注意ください。

◇簡易閲覧※の方法

当館の資料は、閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備付けの目録やパソコン端末で希望の資料を検索し、「簡易閲覧票」に記入し、受付にご提出ください。ただし、閲覧室内の資料とデジタルアーカイブの場合は簡易閲覧票の記入は不要です。

マイクロフィルム等の複製物が作成されている資料については、原則として複製物での閲覧となります。

同時に閲覧できる特定歴史公文書等は、10件又は10冊以内です。

※簡易閲覧…特定歴史公文書等その他資料の簡便な方法による利用のこと。

◇簡易閲覧における複写について

複写を希望される方は「複写等申請票」に記入しご提出ください。原本からのコピー機による複写については、資料保存等の観点から複写枚数制限を設けている資料がございます。マイクロフィルム及び電子媒体からの複写については枚数制限がありません。普通紙1枚あたりの複写費用は、白黒10円、カラー20円です。

デジタルアーカイブの場合は、普通紙に加えCD-Rによる複写が可能です。CD-R1枚あたりの複写費用は100円です。

※できる限り小銭をご用意ください。

◇当館所蔵資料の利用について

以下の資料は簡易閲覧による利用が可能です。

- ・作成又は取得の日の属する年度の翌年度から起算し、30年を経過した特定歴史公文書等(目録において利用制限の区分が非公開及び要審査とされているものを除く。)
- ・図書、刊行物その他の印刷物で、一般の利用に供することを目的として保存しているもの
- ・その他の歴史的資料

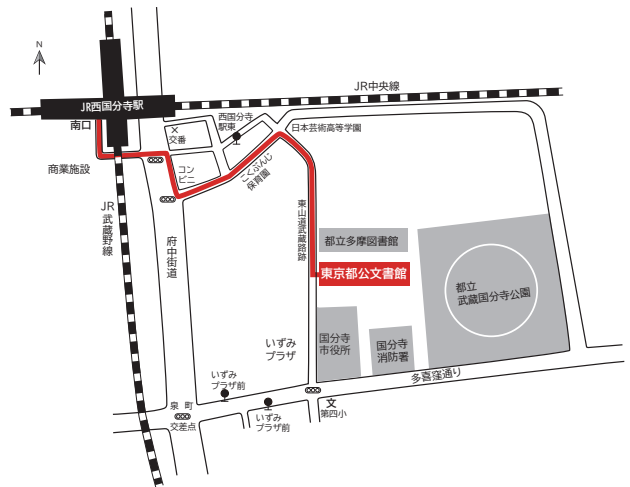
※簡易閲覧の対象ではない文書等の利用については、東京都公文書等の管理に関する条例19条に基づく利用請求制度があります。

利 用 案 内 ・ 交 通 案 内

【利用案内】

- ① 開館時間
月曜日～土曜日 9時～17時
- ② 各種申請及び精算の受付時間
9時～16時30分
- ③ 休館日等
 - ・日曜日、国民の祝日及び振替休日
 - ・毎月第3水曜日(祝日の場合は翌日)及び年度末日(日曜日の場合は前日)
 - ・年末年始(12月28日～1月4日)
 - ・臨時の休館日として公示した日
- ④ 来館についてのお願い
ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。
なお、身体障害者用の駐車スペースをご用意しています。自転車は、駐輪スペースをご利用ください。

【案内図・交通機関】



- ・JR中央線・武蔵野線「西国分寺」駅下車 徒歩約8分
- ・京王バス(寺85系統)「いずみプラザ前」下車 徒歩約4分
- ・ぶんバス(万葉・けやきルート、北町ルート、日吉町ルート)「国分寺市役所」下車 徒歩約1分

研修室の一般貸出しについて

研究会や講演会などにご利用いただける研修室(有料)を、一般に貸し出します。詳細は、東京都公文書館ホームページをご覧ください。

ご自宅からもご覧になれます

- 東京都公文書館情報検索システム
当館が保有する特定歴史公文書等の目録をインターネットで検索できます。
- 東京都公文書館デジタルアーカイブ
江戸明治期史料や重要文化財に指定されている東京府・東京市行政文書など閲覧利用が多いものを中心に、順次インターネットに公開し、閲覧室の端末だけでなく、自宅等で閲覧できるようにしていきます。



令和7年10月1日に国勢調査を実施します。

日本に住むすべての人と世帯が対象です。

10/8までに、ご回答をお願いします。



※国勢調査をよそおった詐欺(さぎ)や不審な調査にご注意ください。

国勢調査2025

検索